

3 受文科統第10号
令和3年8月18日

日本ユネスコ国内委員会
会長 濱口道成 殿

文部科学大臣
萩生田 光一

第41回ユネスコ総会に関する諮問について（通知）

標記のことについて、ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第6条第1項及び第2項に基づき、別添のとおり、外務大臣から日本ユネスコ国内委員会に対し諮問がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

【本件連絡先】

文部科学省国際統括官付
（日本ユネスコ国内委員会事務局）
電話: 03-5253-4111（内線 2603）
E-mail : jpnatcom@mext.go.jp



報文協第 8107 号

令和3年8月11日

文部科学大臣 萩生田 光一 殿

外務大臣 茂木 敏充



第41回ユネスコ総会について (諮問)

本年11月9日から11月24日までパリにて開催される第41回ユネスコ総会に関し、別添のとおり、日本ユネスコ国内委員会に諮問することとしましたので、「ユネスコ活動に関する法律」(昭和27年法律第207号)第6条第2項に従い、然るべくお取りはからい願います。

付属添付

令和3年8月11日

日本ユネスコ国内委員会
会長 濱口 道成 殿

外務大臣 茂 木 敏 充

第41回ユネスコ総会について（諮問）

本年11月9日から11月24日までパリにおいて開催される第41回ユネスコ総会に関し、ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第6条第1項に基づき、下記事項について諮問します。

記

1. 第41回ユネスコ総会における政府代表について
2. 第41回ユネスコ総会における基本の方針について

3 文科統第 3 5 号
令和 3 年 8 月 1 8 日

日本ユネスコ国内委員会
会長 濱口 道成 殿

文部科学大臣
萩生田 光一

第 4 1 回ユネスコ総会について（諮問）

本年 1 1 月 9 日から 1 1 月 2 4 日までパリにおいて開催される第 4 1 回ユネスコ総会に関し、ユネスコ活動に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 0 7 号）第 6 条第 1 項に基づき、下記事項について諮問します。

記

我が国のユネスコ活動を踏まえた、第 4 1 回ユネスコ総会における 2 0 2 2 - 2 0 2 9 年中期戦略案及び 2 0 2 2 - 2 0 2 5 年事業・予算案等に関する方針について

【本件連絡先】

文部科学省国際統括官付
（日本ユネスコ国内委員会事務局）
電話: 03-5253-4111（内線 2603）
E-mail : jpnatcom@mext.go.jp